

## 千葉県特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第44号）

最終改正 平成18年10月20日

## （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、千葉県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （設置）

第2条 知事の諮問に応じ、県議会の議員の報酬等の額について審議するため、審議会を置く。

## （所掌事項）

第3条 審議会は、知事の諮問に応じ、県議会の議員並びに知事、副知事及び出納長（以下「知事等」という。）の報酬、給料その他の給与の額について審議するものとする。

2 知事は、県議会の議員の報酬の額又は知事等の給料若しくは退職手当の額に係る条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬、給料又は退職手当の額について、審議会の意見を聴くものとする。

## （委員）

第4条 審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

- 一 県の区域内の公共的団体等を代表する者 5人
- 二 学識経験を有する者 5人

3 委員は、知事が委嘱する。

4 第2項第1号に規定する委員は、必要のつど委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 第2項第2号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、前条第2項第2号に規定する委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長にも事故のあるとき、又は副会長も欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

## （会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （庶務）

第7条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

## （委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。